

パルティせと市民交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第43号

パルティせと市民交流センター条例の一部を改正する条例
パルティせと市民交流センター条例（平成16年瀬戸市条例第21号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開館時間) 第3条 市民交流センターの開館時間は、 <u>次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>情報ライブラリー 午前9時から午後8時まで</u> (2) <u>前号に掲げる施設以外の施設 午前8時30分から午後9時30分まで</u>	(開館時間) 第3条 市民交流センターの開館時間は、 <u>午前8時30分から午後9時30分まで</u> とする。
2 <省略> (休館日) 第4条 市民交流センターの休館日は、 <u>次のとおりとする。</u> (1) <u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u> (2) <u>月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降において、その日に最も近い日で同法に規定する休日でない日とする。）（情報ライブラリーに限る</u>	2 <省略> (休館日) 第4条 市民交流センターの休館日は、 <u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u> とする。

。
2 <省略>

2 <省略>

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。